

新潟県登録販売者試験実施要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第36条の8第1項の規定に基づく登録販売者試験（以下「試験」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(試験の内容)

第2条 試験の科目は次に掲げるものとし、試験の方法は、筆記方式（マークシート）とする。

- (1) 医薬品に共通する特性と基本的な知識
- (2) 人体の働きと医薬品
- (3) 主な医薬品とその作用
- (4) 薬事関係法規・制度
- (5) 医薬品の適正使用・安全対策

(試験の実施時期)

第3条 試験は、毎年1回以上、知事が適当と認めた時期に実施する。

(申請手続等)

第4条 試験を受けようとする者は、新潟県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則（昭和36年新潟県規則第36号）第26条で定める受験願書の他、次の書類を提出するものとする。

- (1) 受験願書データ
 - (2) 写真（出願前6か月以内に撮影した無帽、上半身、正面向きのパスポートサイズ（4.5 cm×3.5 cm）のもの）
 - (3) 受験票
- 2 前項の書類の提出部数は1部とし、新潟県福祉保健部感染症対策・薬務課、各地域振興局健康福祉（環境）部又は新潟市保健所へ提出するものとする。ただし、新潟県電子申請システムにより提出する場合は、この限りでない。

(受験手数料)

第5条 試験を受けようとする者は、15,000円を次の方法により納付しなければならない。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をするもの（願書提出窓口におけるキャッシュレス決済）
- (2) 新潟県電子申請システムを用いた電子納付

(試験の要件)

第6条 試験を受けようとする者が、新潟県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則(昭和36年新潟県規則第36号)第26条で定める受験願書及び第4条第1項の規定に基づき提出した書類に関し、虚偽又は不正の事実がある場合には、試験を受験することができない。

(試験の公示)

第7条 試験の期日及び場所並びに受験願書の提出期間その他必要な事項は、県報で公示する。

(受験上の注意)

第8条 受験者は、試験場においては、試験係員の指示に従わなければならない。

(合格の通知)

第9条 試験に合格した者は、合格者名簿に登載の上、合格通知書(別記第1号様式)を交付する。

(合格通知書の返納)

第10条 新潟県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則第27条の規定により登録販売者試験を無効とした場合において、既に前条の合格通知書の交付を受けた者は、速やかにこれを知事に返納しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、試験の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月15日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年4月7日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年5月16日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年6月12日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 5 月 7 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 5 月 12 日から実施する。

合格通知書

受 験 番 号

氏 名

生 年 月 日

本籍地都道府県

あなたは、 年 月 日実施の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第36条の8第1項の規定に基づく登録販売者試験に合格したので通知します。

年 月 日

新潟県知事

印